

2024年4月26日

各 位

会社名 K L a b 株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 森田 英克  
 (コード番号: 3656)  
 問合せ先 専務取締役 高田 和幸  
 E-mail [ir@klab.com](mailto:ir@klab.com)

**第三者割当による行使価額修正条項及び行使許可条項付第19回新株予約権及び無担保社債（私募債）の発行に係る払込完了並びに第18回新株予約権の取得及び消却の完了に関するお知らせ**

当社は、2024年4月10日付の取締役会において決議し、同日付「第三者割当による行使価額修正条項及び行使許可条項付第19回新株予約権及び無担保社債（私募債）の発行並びに第18回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」（以下「2024年4月10日付プレスリリース」といいます。）にてお知らせいたしました、マッコーリー・バンク・リミテッド（以下「割当先」といいます。）を割当先とする第三者割当の方法による第19回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）及び第1回無担保社債（私募債）（以下「本社債」といいます。）の発行に関して、本日付で本新株予約権に係る発行価額の総額（41,410,000円）及び本社債の総額（1,000,000,000円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

また、当社は、同じく2024年4月10日付プレスリリースにてお知らせのとおり、本日、残存する全ての第18回新株予約権の取得及び消却が完了いたしましたので、併せてお知らせいたします。

なお、本件の詳細につきましては、2024年4月10日付プレスリリースをご参照ください。

1. 本新株予約権及び本社債の発行に係る払込完了

(1) 本新株予約権の概要

(1) 割 当 日	2024年4月26日
(2) 新株予約権の総数	101,000 個
(3) 発 行 価 額	総額 41,410,000 円（本新株予約権 1 個当たり 410 円）
(4) 当該発行による潜在株式数	10,100,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株） 上限行使価額はありませぬ。 本新株予約権の下限行使価額（以下に定義します。）は 156 円ですが、下限行使価額においても潜在株式数は、10,100,000 株です。 なお、本日取得消却が完了した第 18 回新株予約権に係る潜在株式数は 0 株です。
(5) 資金調達額	2,940,110,000 円（差引手取概算額：2,932,610,000 円）（注） （内訳）新株予約権発行による調達額：41,410,000 円 新株予約権行使による調達額：2,898,700,000 円
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は 287 円です。 本新株予約権の行使価額は、各修正日（以下に定義します。）の前取引日（以下に定義します。但し、前取引日が当社普通株式に係る株主確定日（株式会社証券保管振替機構の株式等の振替に関する業務規程第 144 条に定義する株主確定日をいいます。）又は株式会社証券保管振替機構において本新株予約権の行使請求を取り次ぎがない日に該当する場合は、それぞれ株主確定日の 2 取引日前の日又は株式会社証券保管振替機構において本新株予約権の行使請求の取り次ぎが行えた直近の取

	<p>引日とします。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正されます。</p> <p>但し、本新株予約権の行使価額は156円(以下のとおり調整されることがあり、以下「下限行使価額」といいます。)を下回らないこととします。上記の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とします。</p> <p>「修正日」とは、各行使請求に係る通知を当社が受領した日(但し、最初に当該通知を受領した日を除きます。)をいいます。</p> <p>「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合(一時的な取引制限を含みます。)には、当該日は「取引日」にあたらぬものとします。</p> <p>また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行要項(以下「本新株予約権発行要項」といいます。)に従って調整されることがあります。</p>
(7) 募集又は割当方法(割当先)	マッコーリー・バンク・リミテッドに対して第三者割当の方法によってその総数を割り当てます。
(8) 新株予約権の行使期間	2024年4月30日から2026年5月1日までとする。
(9) その他	<p>当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る買取契約(以下「本買取契約」といいます。)を締結しております。</p> <p>本買取契約においては、割当先は原則として当社が本新株予約権の行使を許可した場合に限り、当該行使許可に示された数量又は期間の範囲内でのみ本新株予約権が行使できる旨及び割当先が当社取締役会の事前の承諾を得て本新株予約権を譲渡する場合、割当先からの譲受人が本買取契約の割当先としての権利義務の一切を承継する旨が規定されております。</p>

(注) 本新株予約権に係る調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額に、当初行使価額に基づき全ての本新株予約権が行使されたと仮定して算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額です。また、差引手取概算額は、当該調達資金の額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額(7,500,000円)を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、当該調達資金の額は変動いたします。

## (2) 本社債の概要

(1) 名称	KL a b株式会社第1回無担保社債
(2) 社債の総額	金1,000,000,000円
(3) 各社債の金額	金25,000,000円
(4) 払込期日	2024年4月26日
(5) 償還期日	2026年5月1日
(6) 利率	年利0.0%
(7) 発行価額	額面100円につき金100円
(8) 償還価額	額面100円につき金100円
(9) 償還方法	<p>① 満期一括償還</p> <p>② 本社債の社債権者(以下「本社債権者」といいます。)</p>

		<p>す。)は、当社に対する遅くとも5営業日前までの通知をもって、かかる通知に定められている期限前償還日に、本社債の償還金額の累計額が本新株予約権の行使により割当先から当社に対して払い込まれた金額の累計額を超えない範囲でのみ、額面100円につき金100円で本社債の全部又は一部の期限前償還を求めることができるとされており。その結果、本新株予約権の行使による払込金額は、本社債の未償還額が残存する限り、優先的に本社債の償還に用いられる見込みです。</p> <p>③ 当社は、本社債権者に対する遅くとも20営業日前までの通知をすることで、いつでも、額面100円につき金100円で本社債の全部又は一部を期限前に償還することを本社債権者に対して請求することができます。</p> <p>④ 本社債権者は、(i)当社の連結財務諸表、中間連結財務諸表、四半期連結財務諸表又は本社債権者が要求する場合は月末時点の連結ベースの会計帳簿上の現金及び預金の合計額が残存する本社債の総額の110%相当額未満となった場合、又は(ii)当社の連結財務諸表、中間連結財務諸表、四半期連結財務諸表又は本社債権者が要求する場合はその要求に係る月末時点の連結ベースの会計帳簿上の流動負債に分類される金融関連債務及び社債(但し、本社債を除く。)(いずれも本社債の発行日から6ヶ月以内に弁済期を迎えるものをいう。)の合計額が、本社債の発行日以降、増加した場合には、その後いつでも(上記各事由が治癒したか否かを問わない。)、償還日の5営業日前までに通知することにより、その保有する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で、繰上償還することを当社に対して請求することができますとされており。</p> <p>⑤ 本新株予約権発行要項に規定される取得事由が生じた場合や当社が割当先より本新株予約権の買取請求を受けた場合、本買取契約の解除事由が発生した場合等には、当社はその時点で残存する本社債を期限前償還するものとされており。</p>
(10)	総額引受人	マッコーリー・バンク・リミテッド

## 2. 第18回新株予約権の取得消却

(1)	銘 柄	K L a b株式会社 第18回新株予約権
(2)	取 得 日	2024年4月26日
(3)	取得個数・価額	第18回新株予約権 68,433個 総額 24,019,983円 (第18回新株予約権1個当たり 351円)
(4)	消 却 日	2024年4月26日
(5)	消 却 後 の 残存新株予約権数	0個

## 3. 今後の見通し

本件の2024年12月期の業績に与える影響は軽微であります。